

たたかう労働組合・回転寿司ユニオンに総結集して、労使関係正常化闘争を完遂しよう！

労使関係の正常化をめざして

編集・発行：回転寿司ユニオン

26

2026/8/7

はなまる会社、ゼンセン第二組合とのユ・シ協定締結を画策か？

第二組合とのユ・シ協定締結は「当然かつ自然であり合理的」 都労委答弁書

先日東京都労働委員会に申立てた、はなまる不当労働行為救済申立事件（都労委令和8年不第32号）について、ひとまず審査の実効確保の措置申立書にたいする答弁書が、会社より提出された。会社側の代理人弁護士は、初回の団交にだけ同席した村田・若槻法律事務所（東京・千代田区）の村田雅夫弁護士らである。

この答弁書で会社が主張しているところ、まったく事実と異なるものも多いためこれらへの反論については期日内で行なっていくこととなるが、ここではユ・シ協定関係について指摘しておきたい。

従前、団体交渉内では「（ゼンセン第二組合との）ユ・シ協定の締結は考えていない」等と回答していたのが、この答弁書では「かえって、はなまる労働組合に対して従業員の90%以上が加入していることに照らすと、被申立人（引用者注・はなまる会社）がユニオンショップ協定を将来にわたって締結することは当然かつ自然であり、合理的である」等としているのである。

そもそも、団体交渉中には、ゼンセン第二組合も組合員の氏名や人数は「非公然」にしているのだと回答しているのであり、「90%以上」という根拠なき数値がどこから出てきたのかも不明だが、複数組合併存下にあって、後から結成された第二組合とユ・シ協定を締結することが「当然かつ自然であり、合理的」だと強弁する会社の姿勢は異常極まりないと言わざるを得ない。

スシロー都労委和解記者会見でもはま寿司・はなまるの労使関係に注目集まる

回転寿司ユニオンは8月7日、スシロー都労委和解記者会見を東京高裁内の司法記者クラブで開催した。主な内容はもちろんスシロー都労委事件とその和解に関してであるが、産業別単一労働組合として「スシローは他社と比べて労使関係に前向き。他社にも成果を波及させていきたい」との報告をしたところ、「スシローが前向きで他社はそうではないということか」「具体的にどういう点でそのような評価をしているのか」等の質疑が記者席から飛び出した。

会見に登壇した吉田書記長や顧問弁護士らからは、「スシローは、組合員にかかわる重要な決定のときには組合にも連絡、協議するなど、回転寿司ユニオンを従業員の利益を代表する組織として認める姿勢がみられる」「その一方、はま寿司などはこちらから申入れた義務的団交事項にかかわる要求でさえ、連絡なく2ヶ月も回答をしてこないことも珍しくはない」「はなまるでは、回転寿司ユニオンの組織ができた直後にUAゼンセンの第二組合が結成され、これも都労委に救済申立てをしているところだ」と回答した。

労使関係正常化闘争の社会化は、これがいかに労対立ではなく、その本質は「労」の名を借りた「使」との労使対決であることを明らかにしていくかに尽きる。はま寿司都労委事件、はなまる都労委事件も、そのような見地から取り組んでいく。